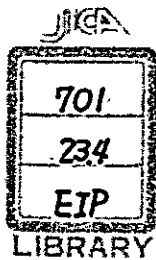
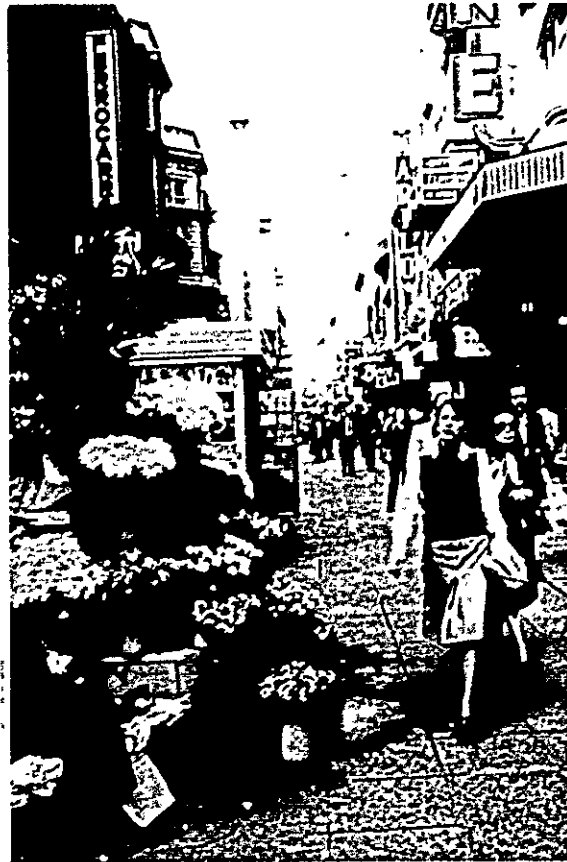


啓発資料No.1,071

アルゼンティン国 青年農業移住の案内

—受入国ならびに地域の概況—



1980. 3.

国際協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 3. 30	701
	23.4
登録No. 02359	EIP

写真説明

ブエノス・アイレス 市内の花売風景

ま え が き

アルゼンティン国への日本人の移住は明治40年に始まり、現在では約31,000人の日系人(二世、三世を含む)が、その勤勉さによってアルゼンティン社会に着実な基礎を築いております。

昭和54年10月にピテラ大統領が国賓として来日した際に、わが国に対する経済協力ならびに農業開発の要請があり、またブエノス・アイレス州は、同州内のリオ・コロラド河流域を、日本人移住者により開発したいとの意向があります。これは日本の国力が高く評価されているとともに、現在アルゼンティン社会で活躍する日系人の誠実、勤勉について評価した証左であります。花卉・蔬菜栽培青年移住制度は日系移住者がこれまでに培われた同国における有形、無形の日系人資産の承継であり、花卉・蔬菜栽培の一層の発展は、日本よりの優れた農業移住青年の受入れによって図ることが必要とし、アルゼンティン政府の導入許可を得て、昭和38年より開始されたもので、現在までに350人余が渡航しています。

アルゼンティンの首都ブエノスアイレス市近郊は、花をこよなく愛する国民への花卉供給源として一大産地を形成しており、この地区には花卉栽培に従事する日系移住者も多く、花卉業界の発展に寄与しています。

この案内は現地支部より提供のあった詳細な資料を基に資料としてまとめたもので、アルゼンティン国で花卉・蔬菜栽培に従事しようとする“青年移住希望者”の指導上の参考として活用されることを望みます。

1980年3月

JICA LIBRARY



1053423[8]

国際協力事業団
移住国内事業部長

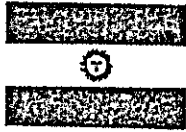
目 次

まえがき

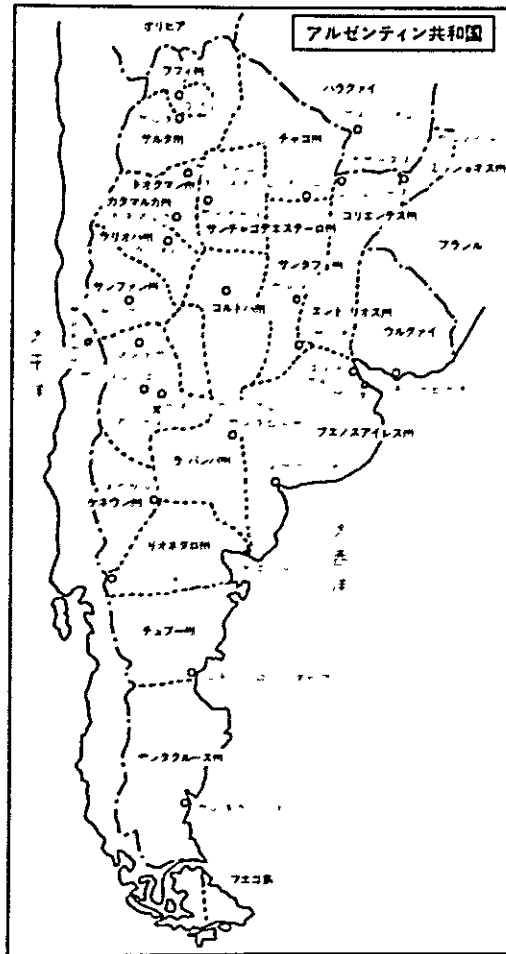
1. アルゼンティン国の一般事情	2
1. 自然と人	2
(1) 位置, 面積, 地勢	2
(2) 気 候	2
(3) 人 口	3
2. 主要都市	3
3. 歴史的な歩み	5
4. 社会と文化	7
(社会, 教育, 芸術一般, 風俗, 習慣)	
5. 産 業	9
(農牧業, 林業, 鉱業, 工業, 電力)	
6. 日本との関係	11
(国交, 移住関係, 在留邦人)	
2. 雇用農受入の地域概況	13
3. アルゼンティン国の雇用農事情	17
4. 応募者の取り扱いについて	20
1. あっせん送出	20
2. 資格条件	20
5. 雇用条件について	20
1. 契約期間, 給与	20
2. 労 働	22

3. 雇用契約書	23
6. 雇用主のあっせんと訓練講習	24
1. 雇用主のあっせん	24
2. 渡航前訓練講習	24
7. 移住の手続について	25
1. 移住申込の方法	25
2. 適格通知書	26
3. 渡航手続	26
4. 搭乗集結	28
5. 渡航費等の補助	29
6. 携行荷物	30
8. 花卉青年の受入れ	30
1. 到着港から配膳先まで	30
2. 入植当初の生活	31
3. パトロンとの共同生活	31
9. その他	32
1. 雇用から独立まで	32
2. 就労態度としての必要事項	32
10. 資 料	34
雇用青年独立用小移住地一覧表	34
年間主要祝祭日	35
海外移住の相談窓口一覧	36

国名と国旗



アルゼンティンの国名は同国を流れるラ・プラタ川の名
 称に由来している。国旗は横に3等分した筋があり上か
 ら淡青色、白色、淡青色で白色部分に太陽がはいつてい
 る。この太陽は1810年5月10日スペイン統治に反抗した
 革命のシンボルとされている。また青白青の色は1806年
 英軍の侵入を撃退した当時のアルゼンティン人の服の色に由来するといわれている。



1. アルゼンティン国の一般事情

1. 自然と人

(1) 位置, 面積, 地勢

アルゼンティンは南米大陸の最南端に位置し、北部はボリヴィア、パラグアイ、東部はブラジル、ウルグアイ、西部はアンデス山脈を挟んでチリと国境を接しています。その面積は277万6,656平方キロで南米においてはブラジルにつぐ大國で、わが国の約8倍であります。地勢を大別すると西部（アンデス地方）北部、中央部（パンパ地帯）南部（バタゴニア地方）の4地域としての区分が考えられます。

西部は、チリとの国境をなしているアンデス山脈地帯で海拔7,000m前後の世界的高峰がそびえており、山脈は大西洋または太平洋に注ぐ河川の一大分水嶺となっています。

北部は、西がアンデス山麓、南はパンパまで広がる広大かつ肥沃な森林地帯であり、雨量が豊富で農業、牧畜業、林業の好適地であります。

この北部地帯のミシオネスには、イグアス大瀑布があります。瀑布はアルゼンティンとブラジルの国境にあり、高さは80メートル、幅は4キロにもおよび、その大きさはナイアガラ、ヴィクトリアをしのぎ世界第1位であります。

中央部はパンパと呼ばれる大平原地帯で、肥沃なこの地帯は農業と牧畜が盛んで、アルゼンティンの伝統的な富源となっています。

パンパ地帯の南部は起伏に富んだ半砂地帯でバタゴニアと呼ばれ、常に強い西風が吹き不毛の地ですが、羊毛産地また石油資源地帯としてアルゼンティンの重要資源地域であります。

(2) 気候

アルゼンティンは国土が極めて広大で、かつ南北に細長く南北両端の緯度差が約34度10分にも達することから、気候もその地域によってさまざまです。

首都ブエノス・アイレス市の気候は、1年を通じ概ね穏かです。季節は南半球にある関係で、日本とは逆になります。冬期でも市内で降雪をみることはほとんどないが、郊外では時々薄氷が張ることがあります。夏は東京同様日中はかなり蒸し暑いが、夕方から夜間にかけては通常冷えて、しのぎやすくなります。

北部および北東部は亜熱帯性気候で暑く、四季の区別はほとんどありません。

南方のパタゴニア地方および南端のティエラ・デル・フエゴ島は、10月から3月頃までは気候は快適ですが、その他の季節は風が強く、寒さが厳しくなります。

(3) 人口

1970年に実施された国勢調査によれば総人口は2,336万4,431人で、このうち女性が1,176万1,933人男性は1,160万2,438人となっています。(現在の総人口は、約2,600万人です)

近年の人口増加率は1.3%でラテンアメリカ諸国のなかでもとくに低く、人口密度は1平方キロメートル当たり約8名です。

人種構成の特色は国民の97%がヨーロッパ系白人(主にイタリア、スペイン系でポーランド系がこれに続きその他はドイツ、フランス、ロシア、アラビア系となっている)であり、隣国のウルグアイとともに中南米諸国中で白人比率の高い国です。

その他の人種としては、原住民インディオが少数残在しており、黒人はほとんどおりません。

日系人は約31,000人位といわれ、その大部分はブエノス・アイレス近郊と北端のミシオネス州に居住しています。

2. 主要都市

(1) 首都、ブエノス・アイレス市

面積は199平方キロ、ラ・プラタ河口に位置し気候も温和で、基盤

の目のように区画された市街は、ヨーロッパ風の落ち着いた格調高い雰囲気が見られ、「南米のパリ」と呼ばれています。

ブエノス・アイレス市内の人口は約 300 万人、首都に接している周辺隣接都市を含めたいわゆる大ブエノス・アイレスの人口は、約 850 万人にも及んでいます。

市の中心より北に 4 km の所にあるパレルモ公園は、世界三大公園の一つに数えられており、その広大な公園の中には、植物園、動物園、競馬場、ゴルフ場、サッカー場、陸上競技場等の他、空港までもあり、ブエノス・アイレス市民のよき憩いの場所となっています。

中心街には、世界三大オペラ劇場の一つに数えられるコロソ劇場があり、南米随一の豪華な芸術の殿堂として有名であります。

方ラ・ブラタ河岸に沿って走るコスタネーラ通りの一部には、焼肉屋の食堂が林立しており、焼肉とブドウ酒の杯を傾ける人々で常に満員で、ブエノス・アイレス情緒を満喫する場所になっており、またタンゴの発祥地ラ・ボカでは、魚料理のレストランが有名で、観光客の人気を呼んでいます。



ブエノス・アイレス市繁華街

(2) ロサリオ市

ブエノス・アイレス州の隣接サンタフェ州にあり、人口は約 100 万人近いと言われ、ラ・ブラタ河の沿岸でブエノス・アイレス市から北

に約300kmにある沿岸港であり、農産物の輸出および集散地でもあり、最近は大工業地帯の発展も目立って来ています。

(3) コルドバ市

ブエノス・アイレス市より約 700kmのコルドバ州の首府で、人口は約100万人と推定されています。コルドバ山脈も有り、風光明媚な所で、伝統的にも文化、教育の中心地でもあります。

一方第二次大戦後、市の郊外に自動車工業を始めその他の重工業が起り、アルゼンティン国では最大の工業都市の一つとなっています。

また、市の周辺が山岳地帯になり、その地帯には湖水も多く、気候も良く絶好の避暑地であり観光地でもあります。

(4) ラ・プラタ市

ブエノス・アイレス州の首府で人口は約45万人に近いと言われています。文教の街でもあり、ラ・プラタ大学付属の自然科学博物館は、豊富な原始動物等の標本が陳列されていることで、世界的にも有名です。一方街路樹の美しさは、この街の特徴であるとも言われ、落着きのあふれる学生の街とも言われています。

(5) マル・デル・プラタ市

ブエノス・アイレス市の西方約400km(国道2号線)の大西洋岸にあり、アルゼンティンの最も有名な海水浴場でもあり、国立のカジノもあって外人観光客も多く、南米のモンテカルロと呼ばれています。定住している人口は約30万人位ですが、夏期になると130万人以上にも膨脹する、世界でも有名な海水浴場の一つになっています。また同市はアルゼンティン第一の漁港でもあり、水産業方面の有名港でもあります。

3. 歴史的な歩み

1492年コロンブスによる新大陸発見がなされる以前に、今日のアルゼンティン地域に、どんな歴史的変遷があったかは全く不明で、僅かに数部族のインディオが、各地方に住み生活を送っていたが、インカ、

マヤ、アステカ族の如き、高度の文化を生み出すに至りませんでした。

スペイン人で最初にアルゼンティンの地を踏んだのは、ファン・ディアス・デ・ソリスで、彼は1516年探検隊を率いてラ・プラタ流域を探検しましたが、原住民に殺害され、植民の目的を果たせませんでした。その後1526年・1536年と探検隊を送りましたが、植民の定着は失敗しており、漸く1580年に至って、現ブエノス・アイレス市の定住植民が開始されたと言われています。

一方このブエノス・アイレス地方の植民が進まない間に、別のルートから開発が進み、その一つは、ペルーから今日のボリビアを経て、アルゼンティンの北部に至るもので、1553年のサンチャゴ・デル・エステーロ、サルタ(1562年)、トクマン(1565年)、コルドバ(1573年)などの諸都市が建設されています。また、他のルートは、チリからアンデス山脈を越えてアルゼンティンの西部に至るもので、メンドサは1561年、サンファンは1562年、サン・ルイス1596年とチリ経由のスペイン人の手で建設されたものであります。このようにアルゼンティンの植民は、東部のブエノス・アイレス、北西部、そして西部と三方面から定着独立して進められたこととなります。

スペインの植民地として完全に支配出来た年代を、仮にブエノス・アイレスに定住出来た1580年として見ると、アルゼンティン国の独立宣言を行った、1810年5月25日(マヌエル・ベルグラノーの指揮下のクリオーリョにより、当時のスペインの副王を退位せしめての独立宣言)の約230年間は、スペイン国の植民地であった訳であります。

1816年7月9日になってアルゼンティン国は完全に独立し、国家が確立したことになっています。しかし独立した後の歩みには、種々と内政的な無秩序が続いてきました。即ち憲法の制定に関して、連邦主義派と中央集権派との争いが続き、1826年になって一応中央集権的な憲法が成立し、「アルゼンティン共和国」の名称が決定されました。しかしながらその後も、連邦主義派と中央集権派との抗争が続き、政

局は極めて不安定でしたが、1829年ローサス大統領の独裁的な強力な統治が23年間も続き、ようやく安定期の端緒に入りました。その後1854年のウルキッサ大統領の選出と同時に、連邦制の憲法が制定されて、政情は次第に安定し、バルトロメ・ミトレ大統領が引継ぎ、その後サルミエント大統領と受継がれました。

1880年頃には政争の絶えなかった、連邦諸州とブエノス・アイレス州との抗争も終局をとげて、ブエノス・アイレスを連邦首府として決定し、アルゼンティンの隆盛の基礎が出来た時代であります。

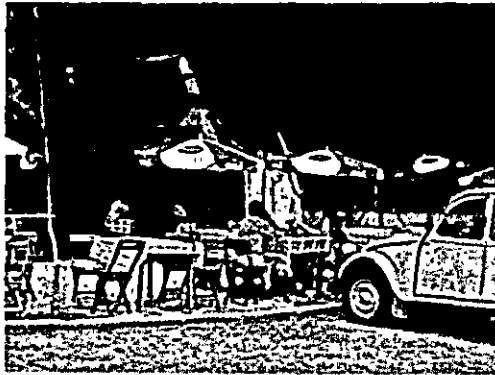
20世紀に入るや、第一次世界大戦中は中立を維持し、世界有数の富裕国に成りましたが、1929年の世界恐慌の波には耐えられず、社会・経済混乱を招き、第二次世界大戦に参戦（1945年3月）するに至る間は、政局の不安が続きました。1946年になり、ペロン大統領が選出され9年3ヶ月続きましたが、1955年9月の軍事革命により、ペロンの独裁時代は幕を閉じました。その後の18ヶ年間は10回の政権交替があり、政治的混乱が続きます。1973年9月再びペロン大統領が選出され、政権安定が図られましたが、ペロン大統領の急死により（1974年7月1日）副大統領のペロン夫人が大統領を受継ぎました。しかしながら、ペロン派内部の派閥抗争による政情不安と経済混乱はその極に達し、1976年3月再び軍事革命がおこり、ピデラ陸軍総司令官が大統領に選ばれ、現在に至っています。

4. 社会と文化

(1) 社会

アルゼンティンは南米における最もヨーロッパ的な国で、ヨーロッパ的生活様式をそのまま移植したと言えます。国民の大部分は既述の通り、スペイン系、イタリア系ですが人種的差別はほとんどみられません。しかし各種の商業活動の実権がユダヤ系に握られており、その数はニューヨークについて多いと言われています。

国民の大部分が移民の子孫であり、外国の国籍をそのまま保持している一世も多いことで、亜国民としての自覚が本質的にはうすいのではないかと考えられます。



ブエノス・アイレス市内の屋外焼肉レストラン

衛生設備は、アルゼンティンの高い生活水準を反映して非常に普及しており、下水道も良く普及し、病院等の設備もよく整っています。

宗教については信仰の自由が認められていますが、国教はカトリック教で、大統領はカトリック教徒でなければならないとされており、国民の85%位がカトリックと推定されています。残りの15%はプロテスタント、ユダヤ教徒、回教徒その他となっています。

(2) 教育

6～14才までの初等教育7年が義務教育年限であり、一切の費用を政府が負担します。中等教育および大学教育は5年（一部は6年）で、公立であれば政府負担で無料であります。各種の学校も発達しており、就学率を見てもラテン・アメリカでは最高で、高い文明度を誇っています。文盲率もラテン・アメリカでは最低の7%と推定されています。

(3) 芸術一般

文学方面は、いわゆる古典文学、現代文学ともにその水準も高く、絵画部門、音楽部門も多くの有名人を出していると共に、アルゼンティン国民の文化水準を高めています。

(4) 風俗、習慣

アルゼンティン国民もラテン系民族に共通の、非常に陽気な国民です。食事時間はスペイン本国と同様で、朝食は午後0時以後、夕食は午後8時半以後であり、ブドウ酒を飲みながら時間をかけてゆっくりと食事を楽めます。夕食後のパーティは真夜中に始まり未明まで続きます。

特に、金、土曜日の夜などは、若い者同志が集り夜を徹して踊り、語り合う、良き青春時代を楽しんでいます。彼等にとっては、今日は今日、明日は明日であり、一方血の気も多くすぐ口論を始めますが決して手を出さない所は、日本人と非常に異っています。また、日本でみられる暴力団がアルゼンティンではみられないところも、日本とは異なる国民性が見られます。

アルゼンティンに足を踏み入れた外国人の目につくことは、緑の雄大な大地と美人の女性が多いことでしょう。男性も又女性に劣らず非常にハンサムで、常に身だしなみをととのえています。生活水準が一般に高く、年間国民所得はベネズエラに次ぎ南米第2位(1975年度1,840ドル)です。

5. 産 業

アルゼンティン経済の特色は農牧立国であることで、第一次世界大戦前後を通じて農牧産品の輸出により、一躍ラテン・アメリカの先進国になったとも言えます。すなわち伝統的に農業と牧畜業に依存しており、鉱業資源は未開発に近い現状です。

工業生産は第二次大戦後、急激に発展し、ブラジル、メキシコとともに開発途上国の中ではトップの地位を保って現在に至っています。

(1) 農牧業

アルゼンティンの農牧業部門は、国の総輸出の85%を占める重要な産業であります。農業生産の4分の3は大バンバ平原からの生産であ

り、この平原の生産能力は世界有数とみられています。その主作物はトウモロコシ、キビ、小麦等であり、ひまわり、ブドウ、砂糖、棉花等がこれに続いています。牧畜では肉牛が最高で6,000万頭近く、次が羊、豚、鶏となります。もちろん乳牛と馬も相当数飼育されています。

(2) 林業

アルゼンティンの林業資源は、約7,000万haの森林地帯を有しており、北部方面が豊富であります。その代表的な林産物はタンニンの原料に使われるケブラッチョで、世界供給量の約60%を占めているとされています。パルプ、製紙用の木材は輸入材が多いが、近年の植林政策により、植林の拡大が続けられています。その主たる物は、米松、アラウカリア（パラナ松）ユーカリ樹です。デルタ地帯の柳類も主作の一つと言えます。

(3) 鉱業

アルゼンティンの鉱業は、その鉱物資源の埋蔵量において最大であると見られています。しかしその開発状況は極めて微々たるもので、近年開発された大部分は石油であります。石油については、中南部、アンデス山脈から大陸棚にかけて、巨大な油田が存在していると考えられています。最近では内需の90%の自給率まで達成し、政府は近年中に自給自足出来る計画であると発表しています。

その他天然ガスの産出量も多く、石炭、鉄鉱、ウラニウムの開発が計画されています。

(4) 工業

アルゼンティンの工業は、20世紀に入ってから農牧産品の加工から始まりました。近年とくに発展の著しい部門としては、基礎金属、化学品、ゴム、プラスチック、金属機械部門等です。工業の大部分は大ブエノス・アイレスに集まっており、製造工業生産額の74%以上、製造工業雇用数の66%以上を占めています。

(5) 電力

アルゼンティンの発電設備の90%以上は石油、ガス等の火力発電であり、その他は水力等になりますが、水力の開発が着々と進められており、一方石炭の埋蔵量も多いので今後の供給源として考えられます。また原子力発電の開発も進められ、1974年末に最初の原子力発電所が稼働を開始しています。

6. 日本との関係

(1) 国交

アルゼンティンと日本との関係は古く、その国交は明治30年ワシントンで調印された修交通商条約に始まり、以来両国間には伝統的に友好関係がありました。特に日露戦争の時は、アルゼンティンは我が国に、「日進」「春日」の戦艦を譲渡したほどです。又第二次世界大戦に際しては、アメリカからの圧力にもかかわらず、南米諸国の内最後まで対日宣戦をしぶり、日本に対する好意的な態度を示した国であります。

最近では、1959年7月当時の岸首相は南米諸国訪問中、アルゼンティンを訪問しており、1961年12月には、当時のフロンティシ大統領が日本政府の国賓として訪問し、新しい友好通商航海条約、移住協定に調印し、その後1967年5月皇太子、皇太子妃両殿下のアルゼンティン国御訪問、1979年10月ビテラ大統領の国賓としての訪日等、日・ア関係は増々緊密の度を深めています。

(2) 移住関係

アルゼンティンへの邦人移住は明治40年に始まり、戦前には約5,400人の日本人が移住しました。戦後は昭和29年より昭和54年3月までに、2,439名が国際協力事業団を通して移住しています。また、沖縄の日本復帰以前に直接沖縄から渡航した移住者が、3,000名以上といわれています。

移住者の大半は農業移住者で、親族の呼寄がこれについでおり、

若干の技術移住者が含まれます。また沖縄からの戦後移住者の大半は、洗染業に従事していますが、農業移住者も相当数あるものと思えます。

農業移住者はブエノス・アイレス市周辺の日系人の、花卉・蔬菜栽培業者の呼寄せによる雇用農移住者として、またミンオネス州の当事業団ガルアペー移住地、メンドサ州の当事業団アンデス移住地、およびブエノス・アイレス市郊外の農牧序直轄ウルキッサ植民地への自営農として移住しています。

一方当事業団がブエノス・アイレス市近郊周辺各地に8ヶ所の土地を購入して、花卉雇用青年の自営独立のための小移住地を設置しております。また、ネウケン州にリンゴ栽培のための小移住地も設定しています。

アルゼンティンにおいては、政府および国民一般の日本人移住者に対する評価は極めて高く、同国の経済発展及び開発に貢献しうる、産業上の専門技術と資本を持った、日本人移住者を受入れたいという要望が強く、昭和36年末当時のフロンティシ大統領が訪日した機会に移住協定が成立、東京で署名され、昭和38年5月17日発効のはこびとなりました。これは日本人移住者の地位の安定を示すものです。現在同国への計画移住は、国際協力事業団を通じ推進されていますが、当事業団のブエノス・アイレス支部は、アルゼンティン政府より公的機関として認められています。

(3) 在留邦人

いわゆる日系人は、現在約3万1,000人、8,700家族に達したとされています。このうち沖縄県出身者が約70%を占めています。首都ブエノス・アイレス市には約12,000人が住んでいます。

日系人を職業別に見ると、洗染業が3,200家族で全体の43%と断然高く、花卉栽培業が1,500家族で18%、農牧業が600家族で9%、会社員が700家族で6%、年金受領者が400家族で4%、商業、その他が2,300

家族で20%等となっています。

このように、洗染業と花卉業は日系人の代表的業種であると言えますが、両者ともその規模、経営内容、基盤は必ずしも強固であるとはいえず、大部分の日系人の社会的地位は一部を除き、いまだ低いものがあります。

2. 雇用農受入の地域概況

アルゼンティンでの雇用農業者の受入地域の大半は、ブエノス・アイレス市を中心としたその周辺の郊外地であり、別添略図の通りで極めて、広範囲に散在しています。

ブエノス・アイレス市を中心にして、周辺を南部地域、西南部地域、西部地域、北部地域の4地域に大別した邦人の概況は下記のとおりです。

(1) 南部地域

当事業団のエル・パット小移住地、ラ・プラタ小移住地、農牧庁の国立ウルキノサ植民地、州農牧省のラス・バンデリータス植民地等が存在している地域で、花卉・蔬菜栽培業者も多く、また、この周辺にも同業邦人が散在しており、ブエノス・アイレス市周辺の邦人社会としては、最大の集団地域で、今後ますます発展する可能性が有り期待される地帯とも言えます。

(2) 西南部地域

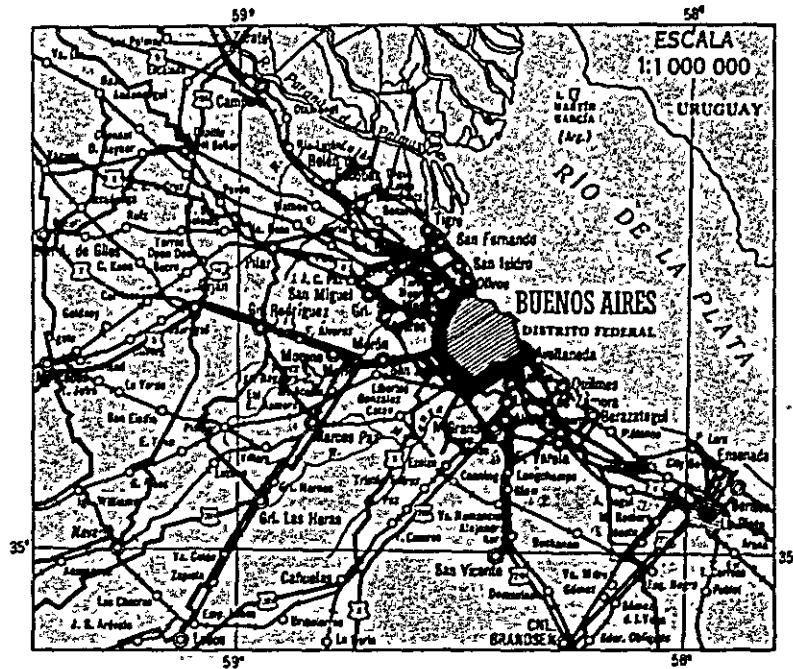
農牧庁国立ラ・カビージャ植民地を中心として、邦人の花卉・蔬菜栽培が発展しており、当事業団のアルマ・フエルテ小移住地、グレウ小移住地、州の農牧省関係のエステバン・エチベリアの植民地等が散在しています。その近隣には邦人社会が主として、花卉・蔬菜栽培業者として点在しているし、戦前移住した先輩達も多いところです。また事業団直営のアルゼンティン園芸センターもグレウ小移住地内にあります。

(3) 西部地域

当事業団のマルコス・パス小移住地があり、邦人花卉・蔬菜栽培業者が各市街地の近郊に点在していますが、将来発展出来る余地の多い地帯でもあります。

ブエノス・アイレス市周辺花卉・蔬菜邦人栽培地

RUTAS SUBURBANAS



- | | | |
|--------------|--------------|----------------|
| ① エスベランサ小移住地 | ⑤ エル・バット小移住地 | ⑨ ラス・パンドリータ植民地 |
| ② アルマ・フェルテ | ⑥ セラージヤ植民地 | ⑩ エステバン・エチュベリア |
| ③ ローマ・ベルテ | ⑦ ウルキッサ | ⑪ ラ・プラタ小移住地 |
| ④ マルコス・パス | ⑧ ラ・カビージャ | ⑫ グレウ |

(4) 北部地域

当事業団の小移住地エスベランサ、ローマベルデ、セラージャの3移住地が設置されている地帯でもあり、特に邦人の花卉栽培業者の先覚者、先輩等が多く在住している地帯です。邦人の花卉業はこの地域から発展したとも言えます。また最も花卉栽培業者としての安定した者の多いところでもあります。戦後の花卉青年の多くがこの地域から巣立ったと言っても過言ではありません。

(5) 地方諸州地域

ブエノス・アイレス市周辺郊外以外の邦人農業者地域を大別すれば、アルゼンティンの北部地帯のミシオネス州、西部地帯のコルドバ州、メンドサ州、南部のリオ・ネグロ州、ネウケン州に分けることが出来ます。(別添略図参照)

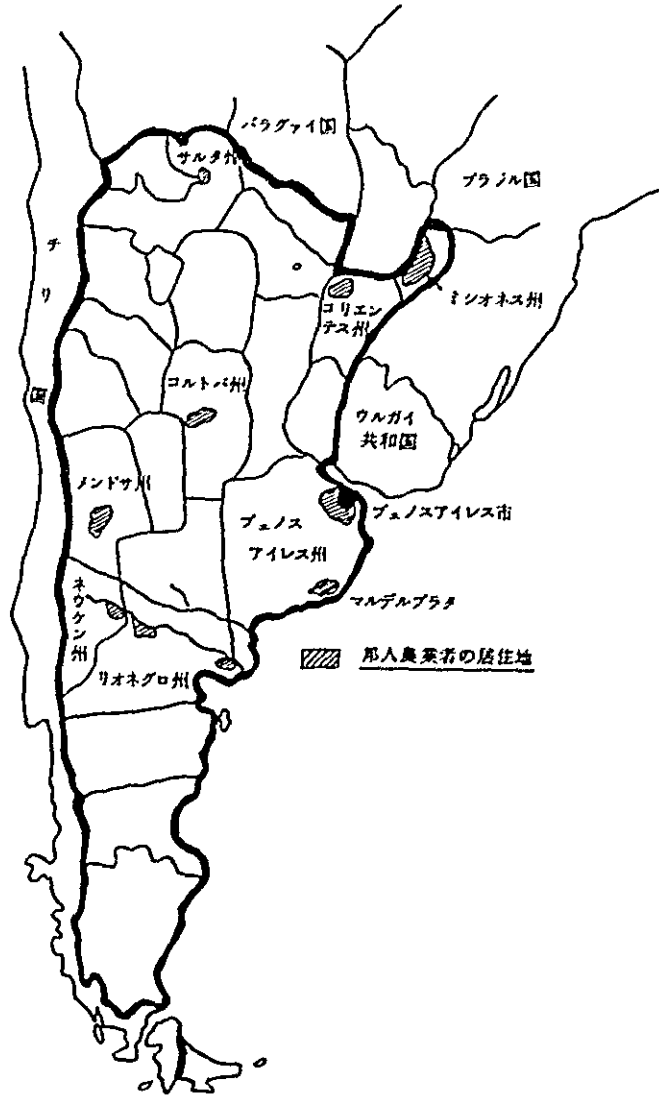
ミシオネス州はアルゼンティン国の北部、亜熱帯地帯に位置し、州のほぼ中央に当事業団直営のガルアペー移住地があります。この地方の栽培の主たる作物はマテ茶、紅茶、油脂、オレンジ類と松類の植林等ですが、原始林の開拓農業としての代表的な地帯と言えます。

州内には2ヶ所にバルブ工場があり今後の採業発展に期待されています。

コルドバ州はブエノス・アイレス市西方に位置し、州都コルドバ市までは700km、邦人農業者は少いが、市の郊外で主として養鶏業を営んでおり、一部に花卉・蔬菜栽培業も見られますが、安定した経営者は少いようです。

同じく西方のメンドサ州には、当事業団直営のアンデス移住地があり、その面積は約1,300haで、ブエノス・アイレス市からの直線距離は約700kmです。この地域は半乾燥地帯とも言われ、年間の雨量は200~300mm位で、全く典型的な灌漑農業地帯であり、主作物はブドウ酒用のブドウが栽培され、若干の桃類の栽培も見られます。この州はアルゼンティン最大のブドウ酒生産地を誇っているところであり、アンデ

亜国邦人農業者の居住地域



ス移住地の近くには、戦前移住した先帯も居住し、今後の発展が期待されます。

最後に南部リオ・ネグロ州、ノウケン州の邦人農業者ですが、その主作物は何と言っても輸出用のリンゴ、洋梨で、良質の桃類、ブドウも生産されています。メンドサ州と同様に半乾燥地帯で、年間雨量も200mm内外で、ネグロ河に沿って帯状に耕地が発展し、全くの灌漑農業地帯であります。このネグロ河の上流ノウケン河の河沿いに、当事業団の小移住地が設けられ、輸出向のリンゴを栽培中ですが、既に邦人の成功者もあり、後輩の指導にあたっています。

この地域は全く限られた河沿のみ、耕地として利用出来る関係（灌漑設備が必要であること）で、土地の価格が他と比較して極めて高く、半面安定した農業であると言われ、今後の邦人農業者の発展が期待されています。

：

3. アルゼンティン国の雇用農事情

アルゼンティン国の邦人雇用農業移住の歴史は古いと考えられます。すなわち明治42年笠戸丸でブラジルに入植した人々の、アルゼンティン国への転住者。またペルー、チリを経由しアンデス山脈を越えて入国した自由渡航者は、アルゼンティン国北部ミシオネス州でのマテ茶栽培業、西部はメンドサ州のブドウ栽培業、ブエノス・アイレス市郊外の花弁・蔬菜栽培業等に従事し、これが雇用農呼寄の母体となって、雇用農制度が始まったものです。

特にブエノス・アイレス市近郊の、花弁・蔬菜栽培業者の今日の発展は、呼寄による雇用農の独立発展したものであります。

戦後の移住は昭和22年、近視呼寄によるものから始まり、その後昭和29年より昭和54年3月まで、当事業団の手続を経て渡航した移住者

は2,439名であり、この移住形態を分類すると下表の通りで、その半分以上が雇用農であります。

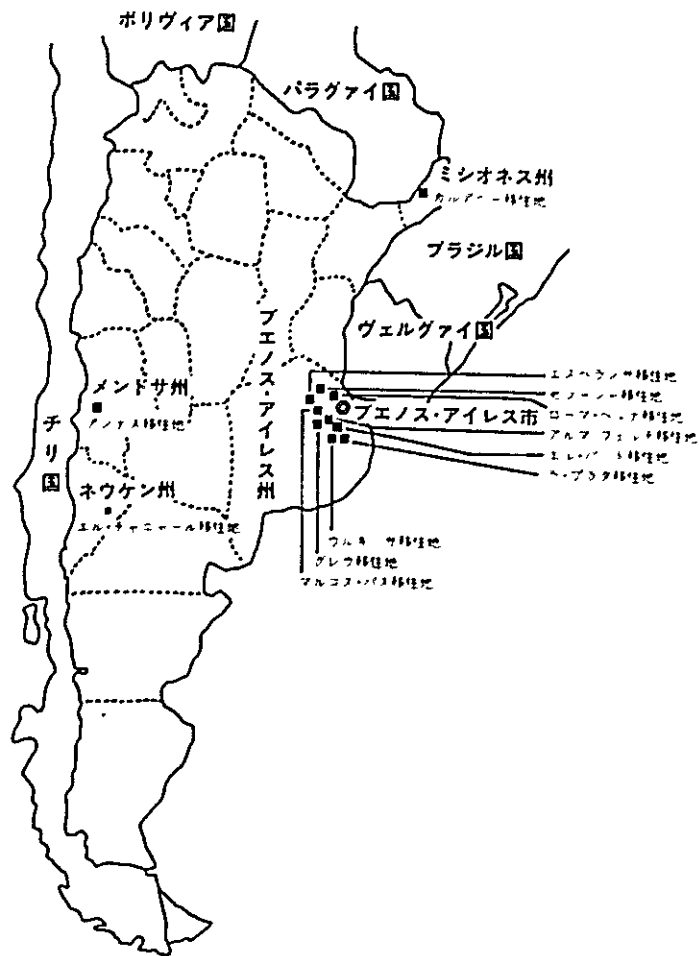
移住者形態分類表 自 昭和29年～至 昭和54年3月末現在

	昭29年～昭40年度計	昭41年～54年3月末計	合 計
自 営 開 拓	410	9	419
公 募 雇 用 農	216		216
指 名 呼 寄	499		499
技 術 移 住	9		9
(昭和41年度以降に移住の形態分類変更が行われた)			
雇 用 農		792	792
雇 用 工		90	90
商 業、その他		139	139
近 親、呼 寄		275	275
総 計	1,134	1,305	2,439

雇用農の就労先は、主として花卉栽培農家で、当初雇用から始まり、引続いて分益農に進み、借地農を経た後、土地を購入して自営独立するケースが最も一般的です。

蔬菜栽培は、花卉栽培にくらべ広い土地を必要としますので、少い資金での独立はむずかしく、また、雇用農青年の引受先のほとんどが花卉栽培農家であることから、蔬菜栽培で独立する人は、それほど多くありません。

このほか果樹栽培や養蜂も行なわれていますが、安定した経営までには至っていません。



4. 応募者の取り扱いについて

1. あっせん、送付

- ① あっせん人員は年間30名前後で常時受付けています。
- ② 送付はアルゼンティン国政府より入国許可書が到着した月に最も近い事業団指定の航空便によります。

2. 資格条件

永住の目的を持ち、渡航するもので身体健全、労働意欲旺盛で下記の要件をみたす者となっています。

- ① 満18才以上25才未満の独身青年または家族。
- ② 農業経験3年以上を有するもの。
- ③ 農業高校（普通高校農業科を含む）またはこれに準ずる学校（農学専攻）を卒業、または修了し、若干の農業経験を有するもの。
- ④ 国際協力事業団の長期訓練講習（海外移住研修所）を修了したもの。
- ⑤ 以上のいずれかの条件を満たし、かつ身体強健で次の病気、肉体的欠陥のないもの。伝染病、トラコーマ、ライ病、結核、性病、象皮病、ガン、性疾患、精神病、アルコール中毒、麻薬嗜好病、不具廢疾、慢性胃腸障害、腺病体質、遺伝性疾患、盲、聾、啞、労働に支障があると認められる身体障害者。

（トラコーマについては特に検査が厳重で完全に消滅していても、はん痕があるものは不可。）

（注）独立に際しては最低300万円程度の自己資金が必要です。

5. 雇用条件について

1. 契約期間、給与

- ① 契約期間

契約期間は3ヶ年ですが、栽培及び経営技術の習得、独立資金の蓄積等のため理想的な独立に至るまでには、最小限その後2ヶ年の就労が必要です。

この場合、同一雇用主との再契約が効果的ですが、他の雇用主（花卉・蔬菜業）との契約を希望する場合は、事業団の現地支部があつせんの方をとります。ただし、栽培・経営技術の早期習得と、独立資金の調達しだいで、4～5年で独立している青年もあります

㊤ 給与

花卉・蔬菜青年の給与は下記のとおりです。

給 与 額 200～250US\$ 相当のペソ額

食事控除額 50～70US\$ 相当のペソ額

手 取 額 130～200US\$ 相当のペソ額

(注) 54年10月末現在換算レート、1米ドル：1,519ペソ(公定レート)

移住当初の給与は、アルゼンティン国の法令に基づき定められた最低額であつて、就労6ヶ月以後は作業の習熟度、能力、就労状態に応じて両当事者の合意によって、適宜昇給していくのが普通の例です。

上記の給与の他にボーナスとして、給与の1ヶ月分が2回（6月、12月）に分けて支給されます。

㊤ 住居、食事

パトロン（雇主）によって若干の個人差はあつても、普通の生活に支障がないよう、次のとおり配慮されています。

○住居は個室又は、小家屋が与えられます。

○食事は就労後6ヶ月間は雇用主が供与し、その後は自炊を原則とします。

食事の費用は本人負担で、上記のとおり給与より控除されます。

2. 労働

① 労働時間

アルゼンティン国農業労働法に定められる労働時間は1日8時間ですが、雇用青年はパトロンの家族や、同一農場に雇用されているア国労働者と一緒に働くことになるため、農業慣習である日の出から日の入りまでの就労となります。労働時間は季節によっても異なり、またパトロンによっても多少の違いはありますが、平均して下記のとおりです。

なお、超勤手当の支給はありませんので、雇用契約期間は研修期間であると割切る心構えが肝要です。

夏期（11月～3月）：朝5時すぎ起床

日没まで就労 昼休み2時間程度

冬期（4月～10月）：朝7時すぎ起床

日没まで就労 昼休み1.5時間程度

② 労働の内容

花卉栽培：栽培に関する仕事は、除草、天地返し、灌水、摘芯、切花、移植、追肥、薬剤撒布、仕立等が主ですが、この外に、温室の建設、耕作、収穫、出荷があります。冬期にはボイラー等保温機の調節の仕事や、ア国労働者の管理も行なう等仕事は多種にわたっています。

花卉栽培の作業は概して軽労働ですが、他の仕事と違って作業が単調になる嫌いがありますので、相当な忍耐力が要求されます。

蔬菜栽培：作業は整地作業、播種、施肥、除草、薬剤撒布、収穫、出荷等が主な仕事です。

③ 休日

日曜、祝祭日は休日ですが、需要の多い出荷時期等の農繁期には、休日も就労することがあります。

この場合は後日代休があたえられます。

祭日については、絶対的な休日と働いても差しつかえない祭日とがあり、また年により祭日が違う場合もあります。

3. 雇用契約書

アルゼンティン[国]労働法に定めるところに準じて、雇用契約書は作成されます。なお、雇用主は契約終了後、青年が独立する際の物質的援助の義務を負うものではありません。

また、この雇用契約書は、アルゼンティンへの入国許可を取得するための書類として利用されます。

雇用契約書(邦語訳)

(住 所) に住む (氏 名) (以下、雇用主という)と、
(住 所) に住む (氏 名) (以下、使用人という)は、

次の条件に従って雇用契約を締結する。

1. 雇用主は使用人に対し自己の農園において、補助として仕事を与える。
2. この雇用契約は、使用人が到着した翌日から3年間有効とする。
3. 使用人は、現行の法律に従って住居付で給付を受取る。
4. この雇用契約有効期間中、使用人は最大限の努力と注意を払い、与えられた仕事を行なわなければならない。
また、雇用主は、使用人の家族の安全と福祉を考慮しなければならない。
5. 使用人(およびその家族)の入国に関する手続は、雇用主が行なうものとする。ただし、渡航に関する費用は、使用人負担とする。

両者合意の上2通の同一契約書に署名する。

注) 本契約書のコピーは垂国移民局に提出する。

使用人の署名は着垂時、垂拓組合の確認の下で行なう。

6. 雇用主のあっせんと訓練講習

1. 雇用主のあっせん

移住を希望する方は、国際協力事業団国内支部長(国内支部一覧表参照)にあっせんに依頼します。依頼を受けた支部では、希望者本人と直接面接の上、海外移住者として適格と判定した場合、本部を経て、国際協力事業団海外支部長に推せんし、雇用主のあっせんに依頼します。

(注) 現地に引受予定者がある場合は、この引受予定者に引受方の依頼をするので、あらかじめ移住申込書に引受予定者の住所、氏名を明記すること。また移住希望者は引受予定者に対し、国際協力事業団海外支部に出向いて必要手続をとってもらうよう手紙で依頼して下さい。

2. 渡航前訓練講習

あっせんが成立した移住希望者は、渡航前に一定期間(約1ヶ月)集中的に行なう訓練講習の受講が義務付けられます(長期訓練講習受講者は原則としてこの訓練講習の必要はない)。この訓練は国際協力事業団海外移住センター(横浜市)で行なうことになりますが、現地社会への適応性を高めるもので、移住先国の語学と社会慣習など、移住者として必要な知識を習得します。

また出発直前に海外移住センターに入所し、若干の一般教養等必要な講習を行ない、出発に際しての最終的な準備をします。

(参考) 日本国政府とアルゼンティン共和国政府との間の移住協定

(昭和36年12月20日調印)

(第10条) 日本国政府は移住者がアルゼンティン共和国への上陸前に、または同国への旅行中に同国の言語、地理、歴史および社会条件一般についての基礎的な準備教育を受けるようにできる限りの措置を執る。

また、日本国政府は移住者がアルゼンティン共和国の社会環境にすみやかに適応するよう直接および間接にできる限り指導を行なう。



現地で活躍している移住者

7. 移住の手続について

1. 移住申込の方法

移住を希望する方は、事業団各支部で移住相談の上、申込に必要な書類を作成して下さい。

① 必要書類

- 移住申込書……………(各支部備付用紙) 3通
- 健康診断書……………() 2通
- 戸籍謄本……………(本人準備) 4通
- 写真……………() 3葉
- 渡航費関係書類……………(各支部備付用紙) 各2通

(注) その他各支部が必要とする書類

② 現地推せん

各支部は、当該申込者の適格条件を確認の上、現地推せん名簿、戸籍謄本、写真及び当該書類を、事業団本部に送付し、本部は、当該移住申込書に基づいて、亜国支部に入国許可申請依頼のため、現地に推

せんします。

2. 適格通知書

事業団本部は、現地支部から送付された入国許可書に基づいて、適格と認められたものに対して、国内支部を通じて「適格通知書」を移住希望者に交付します。

3. 渡航手続

適格通知書の発給を受けた移住希望者は、国内支部において次の手続を行ないます。

- ① 旅券申請……………都道府県庁旅券担当課で申請
- ② 犯罪経歴証明書……都道府県警察鑑識課で申請
- ③ 健康診断

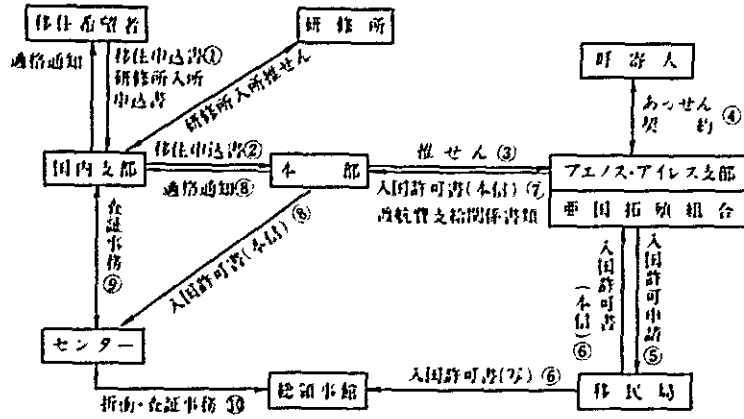
事業団指定の様式により、札幌、仙台、名古屋、広島、高松、福岡、熊本、沖縄の各赤十字病院や、東京の聖路加病院、大阪の置塩病院で受診します。

- ④ 在証書類……上記イ、ロ、ハを含み国内支部で指示する下記書類をそろえます。

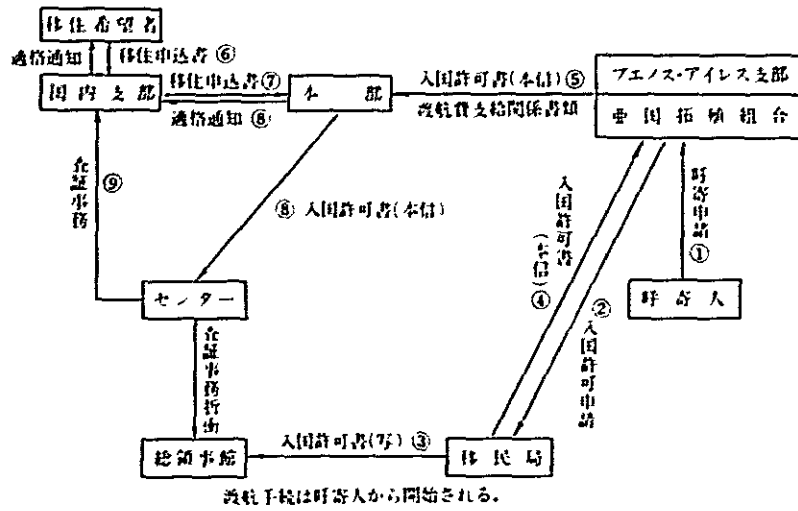
書類名	必要部数	備考
旅券写真	15才以上の者全員 15才未満は併記 旅券1通につき2枚	眼鏡をはずしたものの 通過査証用等3枚
戸籍抄本	2通	
犯罪経歴証明書	1通	21才未満の単身移住者
同意書	2通	
職業証明書	2通	
健康診断書	一式	職種に関係がある場合 7才未満
卒業証明書	2通	
ポリオ接種証明書	2通	
渡航者調査書		

㊦ 手続きの流れ………手続は事業団あっせんと指名呼寄により手続事務の流れは下記のように行われます。

1. 事業団あっせん



2. 指名



(参考事項)

査証料 (55年3月1日現在)

1. ブラジル通過査証料 750円
2. アルゼンティン永住査証料 8米ドル相当

(注) ドルレートの変動によって査証料の変更があります。

また、移住者によって職業証明書、同意書等の査証料がさらに加算されます。

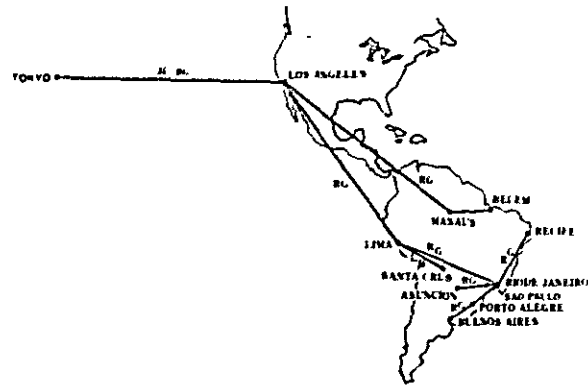
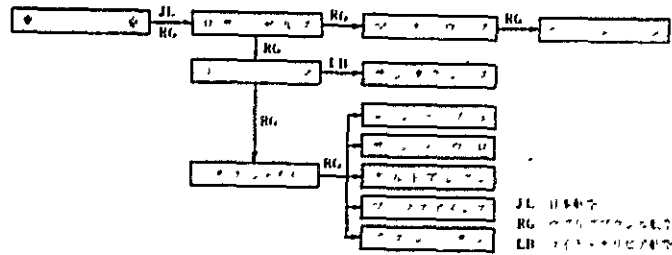
4. 搭乗集結

書類提出を受けた海外移住センターでは、国内支部を通じ搭乗集結のための、海外移住センター入所通知を当該移住者に発給しますので、移住者は概ね出発日4日前に、海外移住センターに携行荷物をもって入所します。入所中の手続は次のとおりで、詳細については国内支部にお問い合わせ下さい。

- ① 渡航費の支給……渡航費支給対象者は印鑑を必要とします。
- ② 携行金のドル交換
- ③ 旅券手交・その他
- ④ 支度費・集結旅費……家族構成、海外移住センターまでの距離、移住先別等により支給額が定められます。
- ⑤ 携行荷物の税関申告と通関……再梱包経費を若干必要とします。

(参考)

移住先別渡航ルート



5. 渡航費等の補助

ー渡航費ー

日本の東京国際空港から移住先空港までの航空賃は、原則として単身移住者については80%、家族移住者については80%～100%が、国際協力事業団から支給されます。

ただし、本人の年間所得によって、渡航費補助の対象外となり、全額自己負担になることもありますので、詳しくは国内支部にお問合せください。また、80%支給を受ける移住者は、自己負担分の20%を国内支部の指示により支払って下さい。

－支度費－

国際協力事業団より次の基準で支給されます。

12才以上……………7,000円

3才～12才未満……………3,500円

3才未満……………1,700円

－集結旅費補助－

移住者に対しては、国内の現住地（最寄り駅）から海外移住センター（横浜・根岸駅）までの旅客運賃実費額の5割が、国際協力事業団から支給されます。

6. 携行荷物

携行荷物は移住者各人の手持資金、希望、荷物の所有状況等によって異なりますので、一概に規定することは出来ませんが、移住先国の通関料の問題等のほか、航空時に同時携行する場合は、携行許容量を越えるときの超過運賃の問題もありますので、これらをよく考え合せて、携行荷物を決める必要があります。

なお、荷物は別便運送（航空便、船便）の方法もありますので、荷物の準備と送り出しにあたっての詳しいことは、国内支部にご相談ください。

8. 花卉青年の受入れ

1. 到着港から配耕先まで

- ④ 移住者到着時、エセイサ空港には、事業団職員、垂拓の関係者ならびに引受者が出迎えに来ます。
- ⑤ 入国、税関検査に必要な注意事項については、事業団ならびに垂拓の職員が説明します。
- ⑥ 入国、通関手続終了後、事業団職員が移住者を引受者に紹介、引渡

しを行います。

- ㊦ ア国と日本との習慣の違いや、環境の変化等から、最初は無理な労働はできませんが、少くとも2～3日程度休養してから、徐々に仕事が始められるのが普通です。しかし場合によっては到着日から作業にかかることもあります。

2. 入植当初の生活

- ㊧ 到着後2週間ぐらいは、仕事についての指導を受け、軽作業から始めます。
- ㊨ 上記㊧の間に外人登録の手続等を行います
- ㊩ 2週間以後から本格的な仕事に入ります。



現地での食事

3. パトロンとの共同生活

パトロン（雇用主）は、アルゼンティンにおいて自作農10年以上の農業者が選ばれます。

一般的に言っても、パトロンとの共同生活はうまくいっていると言えるようです。

ブエノス・アイレス市近郊の邦人花卉・蔬菜園は、大規模なものがないので、青年はパトロンの家族とともに就労することになります。

性格、習慣等の相違からバトロンの家族達と融和できない場合も生じます。こういった場合、事業団支部や並拓が連絡・調整等に当たりますが、中にはどうしてもうまくいかない場合が生ずることもあります。

また、バトロンの年代によっても多少異ってきます。すなわち、明治、大正、昭和の三代にわたるバトロンの層がありますが、農業で生きているだけに一面ガンコな所もあり、また明治や大正初期のバトロンは、現代の若者の心理や行動が、なかなか理解出来ない場合がありますので、これは雇用される者が、その時代背景も考慮に入れて、理解していくという度量の広さをもって欲しいものです。

9. その他

1. 雇用から独立までの方法

雇用の段階から将来の自立自営農をめざして、日々の農作業に精通することが、独立への基礎的要件であることは言うまでもありませんが、一口に独立といっても、次の要件を充し得る経験・能力が必要です。

- ④ 栽培適地を識別し得る経験と知識を積むこと。
- ⑤ 自己資金の蓄積と、つなぎ資金を得るに足るような、信頼される栽培・管理技能を身に付けること。
- ⑥ 融資を必要とする時に、保証人に困らないように、日頃から信頼される人間になるよう努力すること。

2. 就労態度としての必要事項

- ④ 雇用期間中の知識修得
雇用後1ヶ年間は現地事情の精通、2～3年目で農業技術並びに経営技術の習得と、独立のための諸準備を行います。
- ⑤ 雇用期間中は雇用主家族と、日常生活を共にするわけです。家族の

一員となる心構えとともに、生活面では、青年らしい節度をもつ事が
必要です。また同居の場合がほとんどであり、プライベートについて
神経質になると堪えられなくなるので、注意する必要があります。

- ㉞ 常に実習生的な感覚と姿勢をもつよう心がけることが必要で、特に
サラリーマン的態度では、給料が安い上に就労時間も一定しておらず、
就労は堪えがたいものになります。また、ただの日雇い人的な考え
方では面白くなく、移住した意義が無くなってしまいます。
- ㉟ 栽培、技術面のみでなく経営技術（購販売、経営管理、資金調達、
能力等の養成）等について習得することが最も大切です。
- ㊱ 近代青年のセンスとスマートさが必要です。コロニアには、ややも
すると日本の古い農耕風習が、時と場合によっては見受けられること
がありますが、これらにまどわされることのないように、自己の的確
な判断力をもつことが重要です。反面、移住地には、現在母国では失
われつつある日本古来の良い慣習等が現存するので、これを尊重し、
受け込むよう心掛けることも大切です。
- ㊲ 特に必要なのは青年らしい情熱と、次代を担うのは自分達だという
心構えと、良い意味での根性です。
- ㊳ 移住後の就労、生活態度は、行来自分が独立するに際して最も必要
な信用にかかわるものであることを念頭において、一生懸命がんばる
ことが大切です。

【小移住地制度】

青年の独立を促進するため、昭和41年から「小移住地制度」を実施し、現在までに9つの小移住地を設定してきました。これはバトロンのもとで3ヶ年以上就労した経験のある者で、独立自営の能力を持ち、ある程度の資金(約300万円)を用意できる者を対象に事業団が一括購入して区画造成した移住地に入植させるものです。土地は、入植希望者の希望を聞いて選定し、1人当り平均2ha程度を長期年賦払いで分譲するもので、加えて入植に対しては必要な営農資金を融資し、早期営農体制の確立を図るよう助成を行っています。これにはバトロンの推せんのある青年なら誰でも応募できます。

10. 資 料

(1)雇用青年独立用小移住地一覧表

移住地名	面積	ロット数	ロット面積	入植数	場 所	設定年度	主 目 的
エスベランサ	37ha	187戸	1.9ha	18家族	ブエノス・アイレス市より 西方50km	昭和42年	花卉 (カーネーション、バラ)
アルプ・フェルテ	38	15	2.6	15	ブエノス・アイレス市より 南方35km	・ 43	花卉 (カーネーション、バラ)
ローマ・ヘルテ	42	15	2.8	15	ブエノス・アイレス市より 北方56km	・ 44	花卉、養蜂
マルコス・パス	40	14	2.9	14	ブエノス・アイレス市より 西方45km	・ 45	花卉、養蜂
エル・パソ	37	13	2.6	13	ブエノス・アイレス市より 南方41km	・ 46	花卉 (カーネーション)
セラ・レー	30	11	2.7	11	ブエノス・アイレス市より 北方52km	・ 47	花卉 (カーネーション、バラ)
エル・チニヤール	76	7	10.9	7	ネウケン州イウケン市 西方40km	・ 48	リンゴ
ラ・プラタ	120	50	2.2	38	ブエノス・アイレス市より 南方45km	・ 50	花卉 (カーネーション)
グ レ ウ	75	19	2.9	13	ブエノス・アイレス市より 南方35km	・ 52	花卉 (カーネーション、バラ)

(2)年間主要祝祭日

月	日	曜	祭 日 名
1月	1日		正 月
	6日		宗教祭
2月	24日		} カーニバル (年により違います)
	25日		
	26日		
4月	11日		} 聖週日 (年により違います)
	12日		
5月	1日		労働祭 (日本のメーデーと違い国の主権のもの)
	25日		独立宣言日
6月	13日		宗教祭
	20日		国旗制定日
7月	9日		独立祭
8月	15日		宗教祭
	17日		サンマルティン将軍記念日
10月	12日		コロンブスの日
11月	1日		宗教祭 (お盆のようなもの)
12月	8日		宗教祭
	25日		クリスマス

(3)海外移住の相談窓口一覧

下記機関で移住相談を受付けています。

機 関	〒	所 在 地	電 話	
本部 (移 住 部 門)	160	東京都新宿区西新宿2-1 仏書箱216号 (新宿三井ビル内)移住広報課	03	346-5374
(付属機関)				
海外移住センター	235	横浜市磯子区西町16-5	045	751-1121 ~5
海外移住研修所	371-02	群馬県勢多郡富城村大字柏倉字 溝ノ口4114	0272	83-3225
(国内支部)				
北海道支部	060	札幌市中央区北一条西5 (北一条ビル内)	011	221-6661
東北支部	980	仙台市本町3-4-10 (宮城県水産会館内)	0222	63-0795
関東支部	160	東京都新宿区本塩町8-2 (住友生命四ツ谷ビル内)	03	359-8281
中部支部	460	名古屋市中区丸の内2-4-7 (県産業貿易館西館内)	052	221-7104
関西支部	530	大阪市北区曾根崎新地1-3-16 (京富ビル内)	06	345-3621
中国支部	730	広島市基町10-3 (県自治会館内)	0822	27-1588
四国支部	760	高松市番町5-1-24 (観光ビル内)	0878	33-0901
北九州支部	812	福岡市博多区博多駅前2-9-28 (商工会議所ビル内)	092	451-3380
南九州支部	860	熊本市花畑町1-4 (熊本東京生命館内)	0963	22-1315
沖縄支部	900	那覇市西3-10-102	0988	68-0136

海外移住のご相談は……



国際協力事業団

〒160 東京都新宿区西新宿2-1 (新宿三井ビル内)

電話 03(346) 5374